

様式第6号（建物の貸付け）

賃貸借契約書（案）

貸付人と借受人は、次の条項により借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした賃貸借契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 貸付物件は、次のとおりとする。

財産名	所在地	貸付場所	貸付面積	設置台数
宮城県田尻さくら高等学校	大崎市田尻沼部字中新堀137	食堂	1.8㎡	1台

（貸付期間）

第2条 貸付期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（用途指定等）

第3条 借受人は、貸付物件を前条に定める期間中、直接自動販売機設置（以下「指定用途」という。）の用に供しなければならない。

2 借受人は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙記載の「自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項等」を遵守しなければならない。

（契約更新等）

第4条 この契約は、法第38条の規定に基づくものであるから、法第26条、第28条及び第29条第1項並びに民法（明治29年法律第89号）第604条の規定は適用されないので、契約更新に係る権利は一切発生せず、前条に定める契約期間満了時において契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）は行われず、貸付期間の延長も行われぬものとする。

2 貸付人は、前条に規定する期間満了の1年前から6か月前までの期間（以下「通知期間」という。）に借受人に対し、賃貸借期間の満了により本契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。

3 貸付人は、通知期間内に前項の通知をしなかった場合においても、通知期間経過後改めて期間の満了によりこの契約が終了する旨の書面による通知を借受人にした場合、当該通知日から6か月を経過した日をもって、この契約は終了する。

（貸付料）

第5条 貸付料は次のとおりとする。

年度	貸付料	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
令和8年度	円	円
令和9年度	円	円
令和10年度	円	円

（貸付料の支払）

第6条 借受人は、前条に定める貸付料を貸付人の発行する納入通知書により各年度の指定期日までに貸付人に支払わなければならない。

（履行遅滞に係る違約金）

第7条 貸付人は、借受人が期日までに貸付料を支払わないときは、当該金額の年2.5パーセント（財務規則第122条第1項に規定する率）に相当する違約金を徴収するものとする。ただし、当該金額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとする。

（計量器の設置並びに光熱水費等及びその支払）

第8条 借受人は、設置する自動販売機ごとに光熱水費等の使用量を計測する計量器（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置しなければならない。ただし、計量器の設置を貸付人が困難と認めたときはこの限りではない。

2 貸付人は、前項の計量器により光熱水費等の使用量を計測し、貸付人が定める光熱水費等の算定基準によりその費用を計算するものとする。また、計量器を設置しない場合であっても、貸付人が定める算定基準によりその費用を計算する。

3 借受人は、貸付人が発行する納入通知書により指定された納期限内に、前項の電気料等を貸付人に納付するものとする。

(費用負担)

第9条 自動販売機及び前条第1項に定める計量器の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、借受人の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 借受人は、この契約締結後において、貸付物件に数量の不足その他契約の内容に適合しない場合でも、貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができないものとする。

2 借受人は、貸付物件が、その責めに帰することができない事由により滅失又はき損した場合は、当該滅失又はき損した部分につき、貸付人の認める金額の貸付料の減免を請求することができる。

(貸付物件の引渡し)

第11条 貸付人は、第2条に定める貸付期間の初日に貸付物件を借受人に引き渡すものとする。

(使用上の制限)

第12条 借受人は、貸付物件について現状の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合には、事前に変更する理由等を記載した書面によって貸付人に申請し、その承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 借受人は、貸付人の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又は貸付物件の賃借権を譲渡してはならない。

(物件の保全義務等)

第14条 借受人は、貸付人の指示に従い、善良なる管理者の注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

(第三者への損害の賠償義務)

第15条 借受人は、貸付物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、貸付人の責めに帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責めを負うものとする。

2 貸付人が、借受人に代わって前項の賠償の責めを果たした場合には、貸付人は、借受人に対して求償することができるものとする。

(滅失又はき損等)

第16条 借受人は、貸付物件の全部又は一部を滅失又はき損した場合には、直ちに貸付人にその状況を通知しなければならない。

2 借受人は、前項の滅失又はき損がその責めに帰する理由によるものであるときは、自己の負担において原状に回復しなければならない。

(商品の盗難等)

第17条 貸付人は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣り銭の盗難及びき損についてその責めを負わない。この場合、借受人は、借受人の負担において商品等の盗難及びき損について解決しなければならない。

(実地調査等)

第18条 貸付人は、貸付料債権の保全その他必要があると認めるときは、借受人に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合、借受人はその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(特別違約金)

第19条 借受人は、第12条から第14条まで若しくは前条に定める義務に違反したとき又は第20条第2項各号に該当したときは、違約金として違反した年次の貸付料年額に相当する金額の範囲内で貸付人の定める金額を支払わなければならない。ただし、その違反するに至った理由が借受人の責めに帰することができないものであると貸付人が認めるときは、この限りではない。

2 前項に規定する違約金は、第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第20条 貸付人は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 借受人がこの契約に定める義務を履行しないとき。
 - (2) 借受人がこの契約の解除を申し出たとき。ただし、借受人は、この契約の解除を申し出るときは、解除しようとする日の6か月前までに書面により行うものとする。
 - (3) 貸付人又は国、地方公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- 2 借受人が次の各号の一に該当した場合には、貸付人は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。なお借受人の使用人が借受人の業務として行った行為は、借受人の行為とみなす。
- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 借受人の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等を利用するなどしているときと認められるとき。
 - (3) 借受人の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 借受人の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 借受人の役員等が、暴力団又は暴力団員等と取引したり、又は不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (6) 次に掲げる行為をする者と認められるとき（第三者を利用してする場合を含む。）
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 契約履行に際しての脅迫的な言動又は暴力
 - ④ 偽計又は威力を用いての県職員等の業務の妨害
 - ⑤ ①から④までに掲げる行為に準ずる行為
 - (7) 借受人の役員等が、暴力団又は暴力団員等に自己の名義を利用させ、この契約を締結したとき。
- 3 前項の規定により契約が解除された場合においては、解除により借受人に損害があっても、貸付人はその賠償の責を負わないものとする。

(貸付物件の返還)

第21条 貸付期間が満了したとき又は貸付人が前条の規定によりこの契約を解除したときは、借受人は、貸付物件を貸付人の指定する期日までに原状回復の上、貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人が原状回復させることが適当でないと認めたときは、この限りではないものとする。

(損害賠償)

- 第22条 借受人は、その責めに帰する理由により貸付物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。ただし、第16条第2項の規定により当該物件を原状に回復した場合はこの限りでない。
- 2 前項に掲げる場合のほか、借受人はこの契約に定める義務を履行しないため貸付人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第23条 借受人は、貸付期間が満了したとき又は第20条の規定によりこの契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要経費及びその他の費用があっても、これを貸付人に請求しないものとする。

(契約の費用)

第24条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、借受人の負担とする。

(裁判管轄)

第25条 この契約に関する訴えの管轄は、宮城県を管轄区域とする仙台地方裁判所とする。

(その他)

第26条 この契約に関し、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、その都度貸付人と借受人とが協議して決めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、貸付人及び借受人が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

貸付人

借受人 (住所)
(氏名)

印